

## 魚津市公告第9号

### 魚津市地域計画案の縦覧について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第7項の規定により、策定予定の地域計画案の縦覧に供する。

利害関係人で、地域計画案に対する意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができる。

令和7年3月3日

魚津市長 村椿 晃

- 1 魚津市地域計画案の縦覧期間及び縦覧場所
  - (1) 縦覧期間 令和7年3月3日から令和7年3月17日まで（土曜日及び日曜日を除く。）
  - (2) 縦覧場所 魚津市釈迦堂一丁目10番1号 魚津市役所産業建設部農林水産課内
  - (3) 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- 2 意見書の提出先、提出方法、提出期限及び注意事項
  - (1) 提出先 魚津市役所産業建設部農林水産課
  - (2) 提出方法 意見書の提出は、次の事項を記載した書面により行うこと。
    - ア 意見書提出人の氏名、住所、連絡先
    - イ 魚津市地域計画案に対する意見
    - ウ 意見書提出の年月日
  - (3) 提出期限 令和7年3月17日（縦覧期間満了の日）
  - (4) 注意事項 提出する意見の対象は、魚津市地域計画案に係るものであること。